

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	篠町 (王子、篠、山本、馬堀、柏原、浄法寺、広田、森、野条)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、亀岡市の東部に位置し、一般国道9号線、京都縦貫自動車道やJR山陰本線が横断しており、昭和46年に市街化区域決定されて以降、都市化の波が急激進んでいる。

一方で、一級河川淀川水系桂川右岸の農業地帯でもあり、古くから野菜生産が盛んで、戦後まもなくの頃から京都市内に京漬物・千枚漬けの原材料として聖護院かぶを供給する産地で、平成19年に京のブランド産品として産地指定を受けている。しかしながら、大規模な経営体が存在しておらず、多くの農地は、個人農家が守っている状態であり、後継者が未定の農家も多い状態である。

今後、農地を守り、営農を継続するためには、地域の担い手の創出と、生産性の向上及び耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保が必要と考え、新たな担い手となる組織の立上げと基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）の活用を現在検討している。

また、近年は、鳥獣被害も深刻化しており、営農意欲の低下とその対応策が大きな課題ともなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻のほか聖護院かぶ等の野菜を栽培し、可能な限り営農を継続する。
- ・地区外からも認定農業者等の担い手を受入れ、農地の利用を図る。
- ・基盤整備事業実施を検討する地区では、新たな担い手となる組織の立上げと、水稻だけでなく高収益作物の導入による収益力の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	192.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。 ※ 令和6年度時点 10カ所(平均1ha)
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・当地区内では、基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)の活用と、新たな担い手となる組織の立上げを検討している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や地区外の担い手も含めて多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 地域による鳥獣害対策については、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材の確保・育成を地域で進める。
- ⑤ 圃場条件の悪い農地では、果樹の栽培を検討する。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。